



ゾーン30が

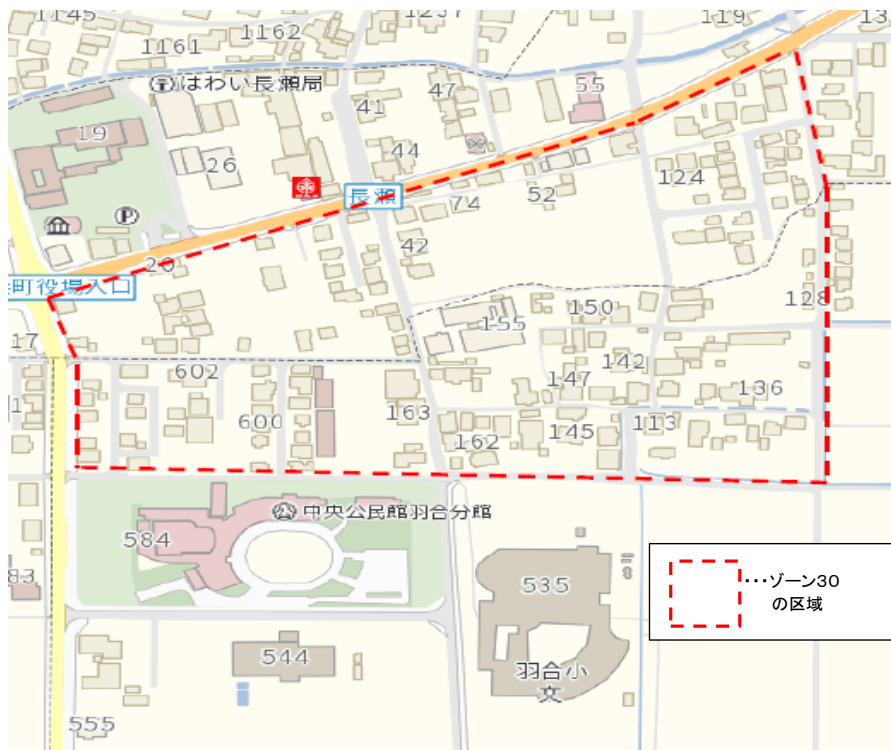
「羽合小学校地区」

で開始されました。



このたび住民の方々などからの要望により、11月22日から湯梨浜町立羽合小学校地区で「ゾーン30」が開始となりました。

下記の標識や表示が設置されているゾーン30内を通行する際は最高速度時速30キロメートルを厳守するとともに、歩行者等に思いやりを持った安全運転をお願いします。



標識



(イメージ図)

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせてゾーン内を抜け道として通行する行為等の抑制により交通事故防止を図る生活道路対策です。

今後も地域住民の皆さんの要望を踏まえつつ、道路管理者と連携して整備を進めます！！